

### 犬山市教育委員会基本条例（案）

教育は、人格の完成を目指し、生涯にわたって自ら学び続けようとする資質や能力を備えた、心身ともに健康な市民の育成を期して行われなければなりません。

犬山市教育委員会は、「生涯にわたって自ら学び続ける感性豊かなひとづくり」を基本理念とし、学校、家庭及び地域の連携及び協働により、特色ある教育及び保育、生涯学習並びにスポーツ活動を推進するとともに、犬山の豊富な地域資源及び伝統文化を活かし、後世に継承していくことで、犬山らしい学びのまちづくりを目指します。

こうした方向性を踏まえ、教育の政治的中立性及び継続性を確保しつつ、教育に対する市民の信頼と期待に応え、より開かれた教育行政を推進するため、積極的に思考し行動する教育委員会として、ここに「犬山市教育委員会基本条例」を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、教育委員会の運営に関して基本となる事項を定めることにより、教育委員会の果たす役割及び責任を明確にするとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の理念のもと、学びの心を育み、深め、及び広げる学びのまちづくりの推進に寄与することを目的とします。

（教育委員会の役割と活動原則）

第2条 教育委員会は、教育に関する大綱（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第1条の3第1項に規定する大綱をいう。以下同じ。）を踏まえ、市の実情に応じた教育に関する基本的な計画となる教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に規定する計画をいう。）を策定し、その実現に向け、推進していきます。

2 教育委員会は、教育の振興を図るため、次に掲げる原則に基づき施策を実施します。

(1) 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保できる

よう、子育て環境の整備に努めます。

- (2) 質の高い教育及び保育を推進するための良好な教育環境の整備に努めます。
- (3) 文化、スポーツ及び芸術に親しむ機会の提供等生涯学習の礎を築く社会教育の推進を図ります。
- (4) 犬山固有の歴史と文化を守り、地域を愛し、郷土に誇りを持つ市民の育成を図ります。

(教育長及び教育委員会の委員の身分と責務)

第3条 教育長は、執行機関である教育委員会を代表します。

- 2 教育委員会の委員は、様々な分野から幅広く人材を得ることとし、任期は2期8年を目安とします。
- 3 教育長及び教育委員会の委員になろうとする者は、任命について議会の同意を得るに当たり、所信を表明することとします。
- 4 教育長は、教育長職務代理者（地教行法第13条第2項の規定により教育長があらかじめ指名する委員をいう。以下同じ。）の指名に際しては、教育委員会の委員の総意を尊重することとします。
- 5 教育長及び教育委員会の委員は、教育行政を担う重要な職責を自覚して、高い倫理観を持ち、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行います。

(教育長及び教育委員会の委員の役割)

第4条 教育長は、次に掲げる教育委員会の会務について総理します。

- (1) 教育委員会の会議を主宰すること。
  - (2) 教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどること。
  - (3) 教育委員会の事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督すること。
  - (4) 教育委員会の委員へ迅速に情報提供すること。
- 2 教育委員会の委員は、教育委員会における審議の活性化に努めるとともに、教育長及び教育委員会事務局の事務執行に対する検証及び提言を適切に行います。
  - 3 教育長及び教育委員会の委員は、犬山市社会教育委員設置条例(昭

和 29 年条例第 29 号) に規定する社会教育委員、スポーツ基本法 (平成 23 年法律第 78 号) 第 32 条第 1 項に規定するスポーツ推進委員等の教育委員会が委嘱する附属機関等の委員及び犬山市子ども・子育て会議条例 (平成 26 年条例第 2 号) 第 3 条第 2 項に規定する犬山市子ども・子育て会議の委員と連携を図り、教育施策についての論議を深めます。

4 教育長職務代理者は、教育委員会の委員のまとめ役として、教育長及び教育委員会事務局に教育委員会の委員の意向等を集約して伝え、調整する役割を担います。

(教育委員会の会議の議決事件)

第 5 条 教育委員会は、次に掲げる事項の決定にあたっては、付議事件として審議し、採決を行います。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関 (地教行法第 30 条に規定する教育機関をいう。) 及び児童福祉施設 (児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。) の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校 (犬山市立学校設置条例第 2 条第 2 項に規定する学校をいう。) の職員の任免その他の人事に関すること。
- (5) 教育委員会の事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること。
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、教育行政についての基本方針及び重要事項に関すること。

2 教育長は、前項に規定する付議事件を提案するときは、提案の目的、内容、経緯、効果等について、わかりやすく説明します。

(討議の促進)

第 6 条 教育長は、前条第 1 項の審議にあたっては、教育委員会の委

員間の自由な討議を通じて論点を明らかにし、合意形成に努めます。

- 2 教育長は、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項に規定するいじめをいう。）事件等の児童生徒及び教育機関の職員（地教行法第34条に規定する職員をいう。）に関わる事件及び事故について速やかに調査し、教育委員会の委員に遅滞なく、かつ、包み隠すことなく報告を行い、迅速に事後措置を協議します。

（政策等の形成手続き）

第7条 教育委員会の委員は、教育委員会事務局の補助を受け、教育政策等の立案及び形成に主体的かつ積極的に関わります。

- 2 教育委員会の委員は、校長等関係者との意見交換を行い、幼児、児童及び生徒、学校等の運営、施設等の状況把握に努め、積極的な課題の抽出につなげます。

- 3 教育委員会は、教育長及び教育委員会の委員の政策形成能力等の資質の向上のため、研修機会の充実に努めます。

- 4 教育委員会は、地教行法第26条第1項に規定する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に報告するとともに、市ホームページへの掲載等の方法により公表します。

- 5 教育委員会は、前項の点検及び評価の結果に基づき、教育委員会の会議において、必要な改善措置について協議します。

（市長との関係）

第8条 市長及び教育委員会は、教育の政治的中立性、継続性及び安定性を確保しつつ、地教行法第21条から第23条までの規定による職務権限に基づく適切な役割分担のもと、本市における教育の振興のため連携して教育施策の充実に努めます。

（総合教育会議における協議と調整）

第9条 総合教育会議（地教行法第1条の4第1項に規定する総合教育会議をいう。以下同じ。）は、市長と教育委員会が教育に関する大綱、講ずべき教育施策について協議及び調整を行う場であり、教

育の課題及びあるべき姿を共有して、教育行政の推進を図るため、十分な意思の疎通を図ります。

- 2 総合教育会議において協議及び調整を図り、市長及び教育委員会の双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重し、教育施策に活かしていきます。

(市民への情報公開と意見集約)

第10条 教育委員会は、市民に対する説明責任を果たし、教育の振興に資するため、多様な広報媒体を活用して、教育委員会の活動状況及び教育施策の実施状況について積極的に情報の公開及び発信を行い、市民との情報共有に努めます。

- 2 教育委員会は、子どもの権利を守り最善の利益を実現するために、子どもの思い及び市民の意見を的確に把握し、教育施策に適切に反映させるよう努めます。

- 3 教育委員会は、教育行政に対する市民の意見を聞くため、議会、保護者、教育関係の各種団体等との懇談の場を設けるよう努めます。

(市民からの政策提案)

第11条 教育委員会は、請願、陳情及び施策等の提案があった場合には、その内容を精査することとし、当該請願等の提出者が希望した場合は、意見を述べる機会を保障します。

(教育委員会事務局の体制整備)

第12条 地教行法第17条の規定に基づき、教育委員会に事務局を置きます。

- 2 教育委員会は、教育施策の円滑な実施のため、教育委員会事務局の体制整備に必要な措置が講じられるよう、市長との協議及び調整を行います。

(見直し手続き)

第13条 市長及び教育委員会は、総合教育会議において、この条例の趣旨及び目的の達成状況について検証します。

- 2 市長及び教育委員会は、前項による検証の結果、改善が必要な場合は、適切な措置を講じます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第1項第1号及び第4項の規定は、この条例の施行の際、現に在職する教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）までの間は、適用しない。